

2022年3月25日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

2022年福島県沖を震源とする地震により 被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社は、この地震に伴う被害により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にお住まいの被災されたお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

1. 対象地域

災害救助法適用地域

【宮城県】 全市町村

【福島県】 全市町村

上記地域に隣接する地域

【岩手県】 一関市、陸前高田市

【秋田県】 湯沢市、雄勝郡東成瀬村

【山形県】 山形市、米沢市、上山市、東根市、尾花沢市、最上郡最上町 東置賜郡高島町、
西置賜郡小国町、西置賜郡飯豊町

【新潟県】 三条市、新発田市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

【茨城県】 常陸太田市、高萩市、北茨城市、久慈郡大子町

【栃木県】 日光市、大田原市、那須塩原市、那須郡那須町

【群馬県】 利根郡片品村

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

内閣府発表_災害救助法の適用状況

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 主な特別措置内容

<支払期日の1ヵ月延長>

2022年2月分※、3月分、4月分、および5月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※2月分については、支払期日が災害救助法の適用日である2022年3月16日以降となる地域の方が対象となります。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問い合わせください。

(0120-491-710) [平日9時~18時]

以上